

◎一部負担金等の支払猶予（平成23年6月末まで）・

一部負担金等の支払免除（平成24年2月末（入院時食事療養費及び入院時生活療養費の標準負担額は平成23年8月末を予定）まで）

対象地域

（2011.6.23 現在 日本医師会作成）

1. 東北地方太平洋沖地震に係る災害救助法の適用地域 （東京都除く。） （平成23年3月24日 18時00分（第11報）） ※一部負担金等の支払免除該当地域	
岩手県	全34市町村
宮城県	全35市町村
福島県	全59市町村
青森県	はちのへし かみきたぐん おいらせちょう 八戸市、上北郡おいらせ町
茨城県	みとし ひたちし つちうらし いしおかし りゅうがさきし しもつまし じょうそうし 水戸市、日立市、土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、 ひたちおおたし たかはぎし きたいばらきし かさまし とりでし うしくし つくばし 常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、 ひたちなかし かしまし いたこし ひたちおおみやし かすみ がうらし さくらがわし ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、かすみ がうらし 桜川市、 かみすし なめがたし ほこたし つくばみらいし おみたまし ひがしいばらきぐん 神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡 いばらきまち ひがしいばらきぐんおおあらいまち ひがしいばらきぐんしろさとまち なかぐんとうかいむら くじぐん 茨城町、東茨城郡大洗町、東茨城郡城里町、那珂郡東海村、久慈郡 だいごまち いなしきぐんあみまち なかし いなしきぐんみほむら いなしきぐんかわちまち 大子町、稲敷郡阿見町、那珂市、稲敷郡美浦村、稲敷郡河内町、 ちくせいし いなしきし きたそうまぐんとねまち 筑西市、稲敷市、北相馬郡利根町
栃木県	うつのみやし おやまし もおかし おおたわらし やいたし なすからすやまし さくらし 宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須烏山市、さくら市、 なすしおぼらし はがぐんましこまち はがぐんもてぎまち はがぐんいちかいまち はがぐん 那須塩原市、芳賀郡益子町、芳賀郡茂木町、芳賀郡市貝町、芳賀郡 はがまち しおやぐんたかねざわまち なすぐんなすまち なすぐんなかがわまち 芳賀町、塩谷郡高根沢町、那須郡那須町、那須郡那珂川町
千葉県	あさひし かとりし さんむし さんぶぐんくじゅうくりまち ちばし ならしのし 旭市、香取市、山武市、山武郡九十九里町、千葉市、習志野市、 あびこし うらやすし 我孫子市、浦安市

2. 長野県北部の地震に係る災害救助法の適用地域

(平成23年3月12日 17時00分 (第1報))

※一部負担金等の支払免除該当地域

長野県	しもみのちぐんさかえむら 下水内郡栄村
新潟県	とおかまちし じょうえつし なかうおぬまぐんつなんまち 十日町市、上越市、中魚沼郡津南町

3. 被災者生活再建支援法の適用市町村のうち、以下の市町村

※一部負担金等の支払免除該当地域

青森県	みさわし さんのへぐんはしかみちょう 三沢市、三戸群階上町
茨城県	こがし ゆうきし 古河市、結城市、
栃木県	あしかがし 足利市、
千葉県	ちやうしし いちかわし ふなばしし まつどし なりたし さくらし とうがねし やちよし 銚子市、市川市、船橋市、松戸市、成田市、佐倉市、東金市、八千代市、 いんざいし とみさとし いんぼぐんしすいまち いんぼぐんさかえまち かとりぐんたこまち 印西市、富里市、印旛郡酒々井町、印旛郡栄町、香取郡多古町、 かとりぐんとうのしょうまち さんぶぐんよこしばひかりまち 香取郡東庄町、山武郡横芝光町

4. 原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定による、避難のための立退きに係る内閣総理大臣の指示の対象地域

※一部負担金等の支払免除該当地域

東京電力(株)福島第二原子力発電所から半径10キロメートル圏内の住民 (平成23年3月12日17時39分)	福島県知事・広野町長・楡葉町長・富岡町長・大熊町長 あて指示
東京電力(株)福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の住民 (平成23年3月12日18時25分)	福島県知事・大熊町長・双葉町長・富岡町長・浪江町長 あて指示

(参考：避難指示の対象地域と思われる市町村)

ふたばぐんなみえまち ふたばぐんひろのまち ふたばぐんならはまち ふたばぐんとみおかまち ふたばぐんおおくままち
双葉郡浪江町、双葉郡広野町、双葉郡楡葉町、双葉郡富岡町、双葉郡大熊町、
ふたばぐんふたばまち
双葉郡双葉町
みなみそうまし たむらし ふたばぐんかつらおむら ふたばぐんかわうちむら
南相馬市、田村市、双葉郡葛尾村、双葉郡川内村

5. 原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定による、屋内への退避の解除に係る原子力災害対策本部長の指示の対象地域

※屋内への退避に係る指示の解除の対象となった場合であっても、6月までの診療等分について、6月末日まで、一部負担金の支払猶予の該当地域

東京電力（株）福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内の住民

（平成23年4月22日9時44分）

福島県知事・浪江町長・川内村長・檜葉町長・南相馬市長・田村市長・葛尾村長・広野町長・いわき市長・飯舘村長 あて指示

（参考：屋内退避指示が解除となった市町村）

ふたばぐんなみえまち ふたばぐんひろのまち ふたばぐんならはまち みなみそうまし たむらし ふたばぐん
双葉郡浪江町、双葉郡広野町、双葉郡檜葉町、南相馬市、田村市、双葉郡
かつらおむら ふたばぐんかわうちむら いわきし そうまぐんいいたてむら
葛尾村、双葉郡川内村、いわき市、相馬郡飯舘村

6. 原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定による、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に係る原子力災害対策本部長の指示の対象地域

※一部負担金等の支払免除該当地域

計画的避難区域及び緊急時避難準備区域内の居住者等

（平成23年4月22日9時44分）

福島県知事・浪江町長・川内村長・檜葉町長・南相馬市長・田村市長・葛尾村長・広野町長・いわき市長・飯舘村長・川俣町長 あて指示

【計画的避難区域】

原則としておおむね1月程度の間順次当該区域外へ避難のための立ち退きを行うこと

（対象区域）

ふたばぐんかつらおむら ふたばぐんなみえまち そうまぐんいいたてむら だてぐんかわまたまち
双葉郡葛尾村、双葉郡浪江町、相馬郡飯舘村、伊達郡川俣町の一部（山木屋並びに町内国有林福島森林管理署161林班から165林班まで及び167林班）、
みなみそうまし
南相馬市の一部（原子力災害対策本部長が平成23年3月15日付けで屋内への退避を指示した区域（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内の区域）のうち原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原

町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳及び原町区片倉字行津、並びに原町区大原字和田城並びに市内国有林磐城森林管理署2004林班から2087林班まで、2088林班の一部、2089林班から2091林班まで、2095林班から2099林班まで及び2130林班)であって、平成23年(2011年)福島第一及び第二原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部長が平成23年3月12日付けで避難のための立退きを指示した区域(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域)を除く区域

【緊急時避難準備区域】

常に緊急時に避難のための立退き又は屋内への退避が可能な準備を行うこと。なお、この区域においては、引き続き自主的避難をし、特に子供、妊婦、要介護者、入院患者等は、当該区域内に入らないようにすること。また、この区域においては、保育所、幼稚園、小中学校及び高等学校は、休所、休園又は休校とすること。しかし、勤務等のやむを得ない用務等を果たすために当該区域内に入ることは妨げられないが、その場合においても常に避難のための立退き又は屋内への退避を自力で行えるようにしておくこと。

(対象区域)

ふたばぐんひろのまち 双葉郡広野町、ふたばぐんならはまち 双葉郡檜葉町、ふたばぐんかわうちむら 双葉郡川内村、たむらし 田村市の一部(都路町、船引町横道、常葉町堀田及び常葉町山根並びに市内国有林福島森林管理署251林班の一部、252林班、253林班の一部、258林班から270林班まで、283林班から300林班まで及び301林班から303林班までの一部)及び南相馬市みなみそうましの一部(原子力災害対策本部長が平成23年3月15日付けで屋内への退避を指示した区域(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内の区域)のうち、計画的避難区域を除いた区域)であって、平成23年(2011年)福島第一及び第二原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部長が平成23年3月12日付けで避難のための立退きを指示した区域(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域)を除く区域

7. 【特定避難勧奨地点】

原子力災害対策特別措置法第17条第8項の規定により設置された原子力災害現地対策本部の長が、事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超えると推定されるとして特定した住居をいう。

※「特定避難勧奨地点」として特定した旨の通知があった日から一部負担金等の支払免除の対象

<具体的な仕組み>

- (1) 文部科学省は、当該地点近傍のより詳細なモニタリングを行い、その結果年間20mSvを超えると推定される空間線量率が測定されれば、現地対策本部を通じ、速やかに福島県知事及び関係市町村長に連絡。
- (2) 現地対策本部、福島県、関係市町村で協議し、除染が容易でない年間20mSvを超える地点を「特定避難勧奨地点」として住居単位で特定。現地対策本部長が、当該市町村に、文書で通知。
- (3) 市町村は、「特定避難勧奨地点」に該当する住居に対して、例えば、モニタリングの結果、放射線の影響、活用できる支援措置、説明会の日程等についての説明資料を添付して、個別に通知。市町村は、避難した世帯に被災証明を発行。
特に、妊婦や子供のいる家庭等の避難を促す。
- (4) モニタリングを定期的を実施し、その結果に基づき、現地対策本部、福島県、関係市町村で協議し、解除は柔軟におこなうこととする。